

艦 船 等 国 籍 票

第 号

|  |     |  |
|--|-----|--|
| 名  | 称   |  |
| 全  | 長   |  |
| 最  | 大 幅 |  |
| 喫  | 水   |  |
| 排  | 水 量 |  |
| <p>本船は、日本国の国籍を有し、かつ、当省が所管するものであることを証明する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>日本国政府防衛省</p> |     |  |

備考

- 一 陸上自衛隊の使用する船舶（水陸両用車両を含む。以下同じ。）であつて、「喫水」の定めのない場合にあつては、「喫水」に代えて「深さ」と記載するものとする。
- 二 陸上自衛隊の使用する船舶にあつては、「排水量」に代えて「総トン数」と記載するものとする。
- 三 海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶にあつて、排水量の定めのない場合にあつては、「排水量」に代えて「載貨重量」と記載するものとする。
- 四 この書類の大きさは、縦百五ミリメートル、横百四十八ミリメートルとする。
- 五 この書類の材質は、金属又は紙とする。

別表第八その三（第八十八条関係）（昭三〇總府令二・全改 昭四〇總府令六・昭五〇總府令八・平五總府令二・平五總府令三・平一九内府令二・平一九防省令一・平一九防省令二・全五防省令四・令二防省令二・二部改正）

国の所有に属する無機力支援船等に備え付ける書類